

●農業所得収支計算のしくみ

平成18年分の申告から、今まで目安として使われていた水稻所得標準が廃止されます。廃止後は、すべて収支計算によって申告しなければなりません。

■収支計算とは

$$\text{所得金額} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

1 取引の書類を保存する

- ◆出荷伝票や仕切り書等の収入金額がわかる書類
- ◆請求書や領収書等の支払い金額がわかる書類

2 ノートなどに集計する

3 一年間の合計をまとめ

記帳が必要！

4 決算修正を行う

5 収支内訳書を作成

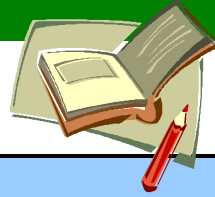
6 申告書を作成

- 請求書や領収書などはきちんと場所を決めて保管しましょう。
- それぞれ日付と金額は帳簿やノートに整理して記帳しましょう。



■収入金額となるものの具体的な内容

販売金額	①	販売金額は、消費税込みの金額とし、包装費・選果料・運賃・手数料などの出荷経費を相殺する前の金額です。相殺された手数料などの金額は、それぞれの経費科目に振り分け、経費として算入します。	自主流通米の仮渡金は入金となった年分の収入金に、精算金は精算が行われた年の雑収入となります。
家事消費・事業消費	②	①収穫した農産物を自家で食べたり、家族や親戚などに贈答した場合も収入金額となります。 ②収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合(米の種もみなど)には事業消費として収入金額に含めるとともに同額を必要経費に算入します。※毎年同程度の場合は計算を省略できます。	
雑収入	③	自主流通米や加工米の精算金、わらなどの副産物の販売金、果樹共済や水稻共済の受取共済金、農作業受託手数料、出荷奨励金・価格補給金など補助金等は支払いの通知を受けた年分の農業所得の雑収入となります。 産地づくり対策交付金、稲作所得基盤確保補てん金(いなどく)、担い手経営安定対策補てん金、中山間地域直接支払交付金なども雑収入となります。それぞれ経費に算入できる額がありますので詳細はお問い合わせください。	
次のような収入は農業所得の収入金額となりません。	農協等から受け取る出資配当金	配当所得の収入金額となります。	
	小作契約に基づく収入	不動産所得の収入金額となります。(注)委託契約による収入金額は農業所得の収入金額となります。	
	農業用資産の譲渡収入	譲渡所得の収入金額となります	
	建物更生共済の満期共済金	一時所得の収入金額となります	
	電柱の敷地料等	不動産所得の収入金額となります	
	建物更生共済の満期共済金	一時所得の収入金額となります	



■必要経費となるものの具体的な内容

雇 人 費	⑧	雇い人の労賃及び賄い費 など	※生計を一にしている家族への支払いは必要経費になりません。
減価償却費	⑩	農機具・農業用建物・車両・生物などの減価償却費	※事業用の固定資産に限ります。
利子割引料	⑫	農業用資金の借入金の利子受取手形の割引料など	※元金の償還金は必要経費になりません。
租税公課	イ	消費税の課税事業者で税込み経理方式の場合の消費税・地方消費税の納付税額 固定資産税(農地や農業用建物など農業に関連する土地や建物)、不動産取得税、農業用の車両の自動車税(軽自動車税)、水利費、農協の組合費、農事組合費、生産組合費、印紙代など	※生活用資産に係る固定資産税・所得税・住民税などは必要経費になりません。 国民健康保険税や国民年金の保険料などは社会保険料控除の対象となります。
種 苗 費	ロ	種もみ、苗類、種いもなどの購入費	
肥 料 費	ニ	肥料の購入費	
農 具 費	ヘ	使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の農具の購入費	
農薬・衛生費	ト	農薬の購入費や共同防除の負担金など	
諸材料費	チ	事業用のビニールシート、わら、支柱、バインダーのひも、なわなどの購入費	
修 繕 費	リ	農機具や農業用の車両・建物などの修理費用	※固定資産の価値を高めたり耐久性を増すようなものは減価償却費になります。
動力光熱費	ヌ	農機具・農業用車両などの燃料費、ハウス施設の重油など燃料費、農業用に使用した電気料・水道料など。	※生活用の部分は必要経費になりません。農業用の使用割合のみ必要経費にします。
作業用衣料費	ル	作業着、作業用手袋、長靴などの購入費	
農業共済掛金	ヲ	水稻・果樹・家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両の保険料など	※農業と関係ない自宅の火災保険料、生命保険料などは必要経費になりません。
荷造運賃手数料	ワ	生産物の販売に要した袋代・箱代などの包装資材、出荷資材費、市場手数料、運賃、検査料 など	
土地改良費	カ	土地改良事業の費用、土地改良区の負担金のうち維持管理費 など(※永久資産を取得するための費用は経費になりません。)	※賦課金の額が10a当たり1万円未満の場合はその全額を必要経費として差し支えありません。
雑費	ツ	研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など農業経営上の費用で、他の経費に当てはまらない経費	

●必要書類

J A の精算書、市場の仕切書、販売した領収書の控え、振込のあった貯金通帳、領収書、請求書、通知書、引き落としのあった貯金通帳 等



収支計算一覧表（農業所得）

		項 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
収入金額	①	現 金 売 上							
		現金以外の売上							
	②	家 事 消 費 等							
	③	雑 収 入							
	④	小計(①+②+③)							
経費	⑧	雇 人 費							
		小作料・賃借料							
		利 子 割 引 料							
	その他の経費	イ 租 税 公 課							
		ロ 種 苗 費							
		ニ 肥 料 費							
		ハ 農 具 費							
		ト 農 薬 費・衛 生 費							
		チ 諸 材 料 費							
		リ 修 繕 費							
		ヌ 動 力 光 熱 費							
		ル 作 業 用 衣 料 費							
		ヲ 農 業 共 済 掛 金							
		ワ 荷 造 運 賃 手 数 料							
		カ 土 地 改 良 費							
		ツ 雑 費							
	⑬	小計(イ～ツまでの計)							

■農業用倉庫、農機具、車両など10万円以上の取得資産

原価償却資産の名称等	取得年月	取得金額

この集計表はあくまで参考例として作成しております。

8月	9月	10月	11月	12月	計(年間)	決 算 加算・減算	修 正 修正後の金額	収支内訳書 該当番号
								①
								②
								③
								④
								⑧
								⑨
								⑫
								イ
								ロ
								ニ
								ヘ
								ト
								チ
								リ
								ヌ
								ル
								ヲ
								ワ
								カ
								ツ
								⑬

■収支内訳書該当番号欄は収支内訳書への転記の際に
該当する番号を記載しています。

■減価償却費は、収支内訳書で計算してください。

※ 青色申告や記帳制度適用者の方は、この集計表
だけでなく取引年月日、内容等を記載した帳簿の備え
付けが必要となりますので、ご注意ください。

